

飯山市補助金等交付基準

(目的)

第1条 この基準は、市が支出する補助金等について、補助金等の透明性、公共性及び公益性の一層の向上を図ることにより、補助金等の適正化と効果的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「補助金等」とは、市が、団体及び個人の行う特定の事務事業に対し、公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、交付する給付金で、次に掲げるものをいう。

(1) 補助金 公益上必要性の高い活動において事業者等の自主性・任意性が高い活動を補い助けるための金銭給付で、奨励的、助成的な趣旨も併せもつ資金援助的な給付金

(2) 交付金 市が委託した事務のうち、その性質上報償的に交付されるもので、一定要件の資金供与により事業者等が労力等の負担提供を伴いながら、協働により公共性・公益性の高い活動を展開するもので、政策誘導的な給付金

(3) 負担金 法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して負担する給付金及び市が各種団体を構成する場合の必要経費として負担支出する給付金

(補助金等交付の基本方針)

第3条 補助金等の交付は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により、公益上必要性の高い場合に限られるものであり、その判断にあたっては、十分かつ客観的に妥当性があることを念頭に厳正に行うものとする。特に、次の各号に掲げるものについては、原則として補助金等の交付対象としないこととする。

(1) 本来、国・県・民間等が負担すべきものであり、市の財政負担が適当でないもの

(2) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不明確なもの

(3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの

(4) 各種団体補助などにおいて、事業主体の自己資金で十分運営が可能なもの

(5) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告ができていない団体に対するもの

(6) 次に掲げる市税等を滞納している者(世帯構成員全員)及び団体(法人)

ア 市民税

イ 固定資産税

- ウ 都市計画税
- エ 軽自動車税
- オ 国保税
- カ 入湯税

2 終期設定されている補助金・交付金は、原則、終期をもって終了する。

(補助対象外経費)

第4条 補助対象外経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、負担金についてはこの限りでない。

- (1) 人件費（交付金を除く。）
- (2) 交際費（交付金を除く。）
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費（交付金を除く。）
- (5) 懇親会費
- (6) 積立金
- (7) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

(市が支出する額)

第5条 市が支出する額は、次のとおりとする。

- (1) 補助金 補助金事業の評価は、公費の用途を重視するものであり、事業主体の裁量・自由度が高く、資金面に対する行政依存度も低いことから、市が支出する額はそれぞれの団体等の事業内容に応じ、原則補助対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 交付金 交付金事業の評価は、公費の用途よりも事業効果を重視するものであることから、市が支出する額は定額又は一定の計算式により算出するものとする。
- (3) 負担金 負担金事業による効果のほとんどが行政効果と考えられることから、その活動にかかる資金は市が負担するものとし、市が支出する額は毎年度「補助金・負担金見直し検討委員会」で検討し、予算編成のなかで決定するものとする。ただし、負担金であっても、本来補助金や交付金に分類されるべきものを含むものについては、規則、要綱等を整備し、補助金的な事業にあってはそれぞれの事業内容に応じ、補助対象経費以内、交付金的な事業にあっては、定額又は一定の算式により市が支出する額を明記するものとする。

(交付金事業の特例)

第6条 交付金事業については、事業効果に着目するものであることから、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 精算行為を必要としないものとする。
- (2) 交付金の交付に際し根拠法令等に定めないものについては、規則、要綱等を整備し、交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準及び終期等を明確にするものとする。
- (3) 前号の規定による規則、要綱等の終期設定にあたっては、事業内容及び効果を考慮して定めるものとするが、特別な事情がない限り3年以内とする。
- (4) 事業を客観的に評価するため、毎年度、事務事業評価を義務づける(交付金事業については、原則2次経費扱いとする。)

(補助金等の分類)

第7条 補助金等の分類については別に定める。ただし、必要に応じて見直しを図るものとする。

(適用除外)

第8条 要綱等により特別の定めがある場合又は次の各号のいずれかに該当する場合については、この基準を適用しないものとする。ただし、第3条の規定についてはこの限りではない。

- (1) 元金及び利子の補給事業に係るもの
- (2) 債務負担行為設定済みのもの
- (3) 国・県などの法律・条例等により別に定められているもの
- (4) 市が市以外の団体等と設立する事業実施のための協議会又は実行委員会形式のもの(毎年度継続して実施している事業にかかるものを除く)
- (5) 福祉給付的な補助金(扶助費的性質のもの)
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金等の公表)

第9条 補助金等については、毎会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を公表するものとする。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報保護に十分留意するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 補助金等の分類

1 補助金

- ・ 消防団員福祉共済加入補助金
- ・ 消火栓放水器具等補助金（飯山市消火栓放水器具等設置事業補助金交付要綱）
- ・ 飯山雪まつり事業補助金
- ・ 生ごみ処理容器購入補助金（飯山市生ごみ処理器購入費補助金交付要綱）
- ・ 人間ドック助成金（国保）（飯山市国民健康保険人間ドック検査費用補助金交付要綱）
- ・ 日赤奉仕団活動費補助金
- ・ 被援護団体等補助金
- ・ 社会福祉推進事業補助金
- ・ 市身障協会活動補助金
- ・ 老人クラブ育成事業・単位老人クラブ補助金
- ・ 夜間休日診療運営補助金（飯山市夜間休日診療運営事業交付要綱）
- ・ 脳脊髄液減少症患者医療費補助金（飯山市脳脊髄液減少症医療費軽減事業実施要綱）
- ・ 後期高齢者人間ドック補助金（飯山市後期高齢者医療保険人間ドック検査費用補助金交付要綱）
- ・ 地域見守り活動補助金（介護）
- ・ 優良堆肥助成補助金（飯山市優良たい肥助成事業補助金交付要綱）
- ・ 国営開発農地農場整備支援補助金（飯山国営開発農地整備支援事業補助金交付要綱）
- ・ 米食味コンクール出品料補助金
- ・ アスパラガス茎枯対策補助金（アスパラガス生産振興事業実施要綱）
- ・ 農業振興支援事業補助金
- ・ 地区農業再生支援金
- ・ 菜の花の里づくり事業補助金
- ・ 市単小規模基盤整備補助金（飯山市小規模基盤整備事業補助金交付要綱）
- ・ 長野県調理師会料理コンクール補助金
- ・ 中小企業団体中央会北信支部補助金
- ・ 戸狩商店街駐車場管理費補助金
- ・ 伝統産業振興事業補助金
- ・ 商店街環境整備事業等補助金（飯山市商店街環境整備事業等補助金交付要綱）
- ・ 起業研究・商品開発補助金（飯山市地域資源活用型起業支援事業補助金交付要綱、飯山市土産品開発支援事業補助金交付要綱）
- ・ 店舗改修費補助
- ・ 起業支援補助
- ・ 駅周辺地区店舗建築補助

- ・大阪市民スキー教室開催補助金
- ・市単観光施設整備補助金（飯山市観光施設整備事業補助金交付要綱）
- ・観光振興事業補助金
- ・スキー振興補助金
- ・観光地振興活動事業補助金
- ・とがり夏まつり事業補助金
- ・スキー場バス運行支援補助金
- ・宿泊施設整備補助金
- ・職業訓練対策事業補助金
- ・中小企業労務対策事業補助金
- ・排雪作業補助金（飯山市排雪作業補助金交付要綱）
- ・街灯 LED 化補助金
- ・住宅屋根無雪化補助金（新幹線飯山駅周辺まちづくり支援事業補助金要綱）
- ・耐震補強補助金（飯山市住宅耐震改修事業補助金交付要綱）
- ・克雪化住宅補助金（飯山市住宅屋根克雪化事業補助金交付要綱）
- ・ふるさと回帰支援補助金（飯山市ふるさと回帰支援事業交付金交付要綱）
- ・危険空き家撤去補助金
- ・空き家活用補助金（飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱）
- ・P T A 保険加入事業補助金
- ・中高連携教育補助金
- ・国際交流事業補助金
- ・冬期スポーツ環境整備補助金
- ・青少年健全育成団体補助金
- ・芸術文化月間開催事業補助金
- ・指定文化財補助金
- ・市民芸術祭補助金
- ・合併浄化槽設置整備事業補助金（下水道）（飯山市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱）

2 交付金

- ・政務活動費交付金（飯山市議会政務活動費の交付に関する条例）
- ・団本部・各分団等運営交付金
- ・水防活動運営交付金
- ・無人駅維持事業交付金
- ・区長会電話料交付金
- ・輝く地域づくり支援金（飯山市輝く地域づくり支援金交付要綱）
- ・道の駅 E V 用急速充電器維持管理交付金
- ・実行委員会交付金（SL）
- ・総合戦略推進交付金

- ・資源物回収助成金（飯山市資源物回収助成金交付要綱）
- ・民生児童委員協議会交付金
- ・地区組織設立・運営交付金（飯山市農業再生協議会再生推進交付金交付要綱）
- ・森林整備事業交付金
- ・電気柵設置交付金（飯山市有害鳥獣防除対策事業交付金交付要綱）
- ・協働のもりづくり事業交付金（飯山市協働のもりづくり交付金交付要綱）
- ・斑尾高原スキー場貸付交付金
- ・斑尾高原駐車場貸付交付金
- ・斑尾高原土地貸付交付金
- ・渡し船運行補助金
- ・応援事業交付金（飯山市さわやか婚活応援事業交付金交付要綱）
- ・総合教育交付金（総合学習交付金交付要綱）

3 負担金

- ・人権擁護委員協議会運営補助金
- ・管理運営費補助金

※適用除外

（1）元金及び利子の補給事業に係るもの

- ・母子世帯厚生福祉資金貸付金利子補給金（母子福祉資金及び生活福祉資金の貸付に対する利子の補助金交付要綱）
- ・農業近代化資金融資利子補給（飯山市農業近代化資金融資利子補給金交付要綱）
- ・農業経営基盤強化資金利子補給（飯山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱）
- ・中小企業制度資金信用保証補助金（飯山市中小企業振興資金あっせん要綱）
- ・経営安定資金利子補給金（飯山市中小企業制度資金利子補給金交付要綱）
- ・宅内配管融資利子補給（下水道）（飯山市公共下水道等生活保護世帯排水設備設置費補助金交付要綱）
- ・三世帯等同居住宅建設支援金（飯山市三世帯等同居住宅建設支援事業実施要綱）
- ・建設費補助金（飯山市移住・定住支援住宅建設促進事業補助金交付要綱）

（2）債務負担行為設定済みのもの

- ・地域中核医療施設整備補助金

（3）国・県などの法律・条例等により別に定められているもの

- ・臨時福祉給付金
- ・水田農業経営確立推進指導事業補助金
- ・経営所得安定対策等推進事業補助金（経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱）

- ・直接支払い交付金（飯山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱）
- ・農村多面的機能支払交付金（飯山市多面的機能支払交付金交付要綱）
- ・機構集積協力金（飯山市機構集積協力金交付要綱）
- ・青年就農給付金（飯山市新規就農総合支援事業給付金交付要綱）
- ・農業経営法人化等支援事業交付金
- ・6次産業化ネットワーク活動交付金（飯山市6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱）
- ・需要に応える園芸産地育成事業補助金（飯山市農畜産業振興事業補助金交付要綱）
- ・乾燥調整施設整備補助金
- ・工場用地等取得費補助金
- ・幼稚園就園奨励費補助金（飯山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱）
- ・文化財保護補助金（飯山市文化財保護事業補助金交付要綱）

（4）市が市以外の団体等と事業実施のために設立する実行委員会形式のもの

- ・飯山・中野地すべり協議会補助金
- ・いいやま灯籠まつり事業補助金
- ・ディスティネーションキャンペーン展開補助金

（5）扶助費的補助金のもの

- ・重度障がい者「ふれあいバスハイク」事業補助金
- ・人工透析患者通院補助金
- ・介護保険利用者負担軽減特別対策事業補助金（飯山市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱）
- ・遠距離通園付添交通費補助金（飯山市保育所遠距離児童等通園費補助金交付要綱）
- ・第3子無料化補助金（飯山市第3子以降私立幼稚園保育料無料化事業補助金交付要綱）
- ・遠距離通学補助金（小・中学校）（生徒の汽車・バス通学の基本方針と実施方法）

（6）その他市長が特に必要と認めるもの

- ・育成強化補助金（飯山市自主防災組織等活動支援金交付要綱）
- ・廃止路線代替バス運行事業補助金
- ・みゆき野ラインバス運行事業補助金
- ・菜の花バス運行事業補助金
- ・菜の花タクシー運行事業補助金
- ・部落解放同盟飯山市協議会補助金
- ・ごみ集積等施設整備補助金（飯山市ごみ等集積施設整備事業補助金交付要綱）

- ・市街地ごみ集積施設整備補助金（飯山市ごみ等集積施設整備事業補助金交付要綱）
- ・社会福祉法人社会福祉協議会補助金
- ・シルバー人材センター運営補助金
- ・シルバー人材センターサポート事業補助金
- ・老人福祉センター運営補助金
- ・事業所開設補助金
- ・こうのとり支援事業補助金（飯山市こうのとり支援事業実施要綱）
- ・不育症治療補助金
- ・作業員福利厚生補助（企セ）
- ・中部土地改良区事務費補助金
- ・総合調整員補助金
- ・母豚更新事業補助金（飯山市みゆきポーク生産振興対策事業補助金要綱）
- ・加工商品開発・販売対策補助金（飯山市みゆきポーク生産振興対策事業補助金要綱）
- ・商工振興事業補助金
- ・観光局運営補助金
- ・中退金特退金共済掛金補助金（飯山市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱）
- ・瑞穂地区観光振興事業補助金
- ・飯水岳北交通安全協会補助金
- ・街灯電気料補助金
- ・景観形成事業補助金（飯山市地域景観整備事業補助金交付要綱）
- ・花修景事業補助金（飯山市まち並み修景整備支援事業補助金交付要綱）
- ・各種イベント活動補助金
- ・地域景観整備事業補助金（飯山市地域景観整備事業補助金交付要綱）
- ・現地見学ツアー補助金
- ・通勤・通学定期券購入補助金
- ・森の家利用補助
- ・幼稚園運営費補助金
- ・障害児就園補助金（障害児等幼稚園就園事業助成金交付規定）
- ・共育フェスティバル協力費補助金
- ・青少年団体特別支援事業補助金（飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業補助金交付要綱）
- ・大会等開催補助金（スポーツ振興）
- ・体育振興補助金
- ・大会等開催補助金（ジュニアスポーツ）
- ・大会等開催補助金（スポーツツーリズム）

※H28. 4. 1 追加・変更